

第一種指定電気通信設備に係る 接続関連システム経費の適正性について

令和5年12月19日

事 務 局

NTT東日本・西日本の接続関連システム経費については、関係事業者のヒアリングにおいて、次の点について確認を行い、適正性・透明性の確保と簡素で効率的なシステム実現の観点から必要な検討を深めるべきなのではないか。

検討事項（案）

- 接続関連システム改修経費の適正性・透明性の確保に係る現状として、
 - (1) 事業者間において行われている現在の取組（接続事業者への説明等）の状況（→NTT東日本・西日本、接続事業者）
 - (2) NTT東日本・西日本において、接続関連システムに係る委託等に関して行われている現在の取組の状況（→NTT東日本・西日本）
 - (3) (1) 及び (2) に関する問題意識と、関連する提案等（→接続事業者）について関係事業者にヒアリングを行い、確認すべきではないか。
- 以上の点を踏まえ、接続関連システム改修経費の適正性・透明性の確保と簡素で効率的な接続関連システムを実現するために、
 - (4) NTT東日本・西日本と接続事業者間の協議において留意すべき事項を整理しつつ、
 - (5) 必要な情報開示は、どのように行われるべきか。情報開示に障壁がある場合、どのように対応すべきか。
 - (6) NTT東日本・西日本と接続事業者間の協議を円滑化するために、接続約款等において必要な制度的措置はあるか。
 - (7) NTT東日本・西日本における接続関連システムに係る委託コスト等の論点について、接続料の適正性の観点から検討すべき点はあるか。
 - (8) 接続約款認可プロセス等における総務省の関与は必要か。必要である場合、どのようなものか。等の接続関連システム改修経費の適正性・透明性を確保するための方策について、検討すべきではないか。

(再掲) 議論のスケジュール

